

令和3年1月14日

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための佐賀大学の活動制限指針について

1 令和3年1月14日以降の本学活動制限指針について

東京都，神奈川県，千葉県，埼玉県に加え，1月13日付で福岡県を含む7府県に緊急事態宣言が発令され，佐賀県でも新規感染者が増加していることを踏まえ，本学の活動制限指針をレベル「3」を基本として，下記のとおり対応します。

なお，各活動の詳細については，HP，メール等で周知を行いますので，必ず確認してください。

2 各活動について

【研究活動】

現在進行中の実験・研究を継続するために必要最小限の研究室関係者のみ立ち入りを許可します。立ち入る際は現場での滞在時間を減らすとともに，それ以外の研究室関係者は自宅での作業となります。

【学内会議】

対面会議は必要最小限とし，可能なものはメール会議又はオンライン会議とします。

【授業（講義・演習・実習）】

隣県であり，多くの教職員・学生が居住している福岡県において緊急事態宣言が発令されましたが，今般の政府による緊急事態宣言の発出に当たっては，基本的対処方針が改訂され，学校の取扱いについては，一律の臨時休業等は求められず，文部科学省も学生の学修機会の確保と感染防止の徹底の両立を図るよう求めています。

それらを考慮して，令和2年度後学期の授業は，新型コロナウイルス感染症の急激な変化が起きない限り，現在の「遠隔授業を原則とし，一部の授業科目で対面授業を実施」の形態を学期の終了までそのまま継続します。学生の対面授業の実施（教室での定期試験の実施を含む）を許可されている科目は，感染拡大防止策（研究指導を実施する場合は，文部科学省作成の「感染拡大の予防と研究活動の両立に向けたガイドライン」も参照）を徹底した上で実施します。

【学生の課外活動】

サークル団体の活動（Webを活用した活動は除く）を原則禁止するとともに，課外活動施設をすべて閉鎖します。再開については今後，状況等を見て判断します。ただし，支障がある場合には個別にお問い合わせください。

【学生の入構】

本庄・有田キャンパスにおいては、実施が許可された対面授業への出席を除き、不要不急の入構を禁止します。学内の施設利用、各種手続き等での入構は可能です。ただし、用務が終わったら速やかに帰宅するなど、滞在時間をできるだけ短くしてください。

なお、入構に当たっては、以下の①～④に該当する学生は入構できません。

この場合、授業等については、出席停止扱い（遠隔授業の受講は可）となりますが、学生の不利益にならないように配慮します。

① 体調不良者

かぜ症状（せき・たん・のどの痛み・だるさ）、発熱（目安として37.5℃以上）、味覚・嗅覚異常がある場合

② “過去8日間に①の症状があり、現在は無症状の者”で下記条件に満たない者

1) 発症後に少なくとも8日が経過している、かつ、2) 薬剤を服用していない状態で、解熱後および症状消失後に少なくとも3日が経過していること。

※詳細は、保健管理センターHPをご確認ください。

③ 新型コロナウイルスに感染したことが明らかになった者（感染者）や濃厚接触者に特定された者（濃厚接触者）で自宅待機期間中の者

※上記①～③に該当する者で、体調不良により授業や試験、実習などを休む場合は、所属学部教務と保健管理センターへ必ず連絡してください。

④ 海外から入国して2週間が経過していない者

【教職員】

感染拡大防止に留意し、公共交通機関利用者については可能な範囲で時差出勤するとともに、妊娠中の者や業務の性質上可能な者については在宅勤務を進めてください。

3 その他

- ・上記の活動にあたっては、3密回避（換気の徹底、密集・密接を避ける）、こまめな手洗い、咳エチケット等、感染予防に努めてください。
- ・通勤、通学の移動にかかる時間は可能な限り最短としてください。
- ・この指針は、感染の状況により見直します。
- ・次のことについて改めて確認し、感染リスクを避ける努力をお願いします。

① 福岡県との不要不急の往来は自粛してください。（通勤、通学は不要不急には該当しません。）また、佐賀県外での会食はできるだけ自粛し、佐賀県内での会食であっても下記③を徹底してください。

感染が拡大している地域（首都圏、関西圏、中京圏、北海道）との往来は、できるだけ自粛してください。やむを得ず上記地域へ移動する場合は、自宅等に戻った後、14日間は、体調管理の記録をする（体調チェックシート）とともに、入

構，出勤の際は，マスクを必ず着用の上，学生，他の教職員の接触を極力少なくしてください。

上記地域については，今後変更になる可能性があります。随時，佐賀県ホームページより確認ください。（新型コロナウイルス感染症について）

- ②発熱や風邪症状の他，体がだるいなど普段と異なる体調異変がある時は，外出を控えてください。症状が続く場合は，かかりつけ医等，地域の身近な医療機関に電話で相談してください。（かかりつけ医等がない場合は，最寄りの「受診・相談センター」に問い合せください。）

- ③マスクの着用・3密の回避・手洗い・消毒など，基本的な対策の徹底，会話の際には，いつでもマスクをつけて，また会食の際は「静かなマスク会食」をお願いします。

感染リスクが高まる「5つの場面」に気を付けてください。

ア 飲食を伴う懇親会等，イ 大人数や長時間に及ぶ飲食，ウ マスクなしでの会話，エ 狭い空間での共同生活，オ 居場所の切り替わり

厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

佐賀大学の学生・教職員としての良識ある行動が，皆さんや，皆さんの大切な方の命，健康を守ることにつながります。今後も慎重な行動を取るよう，引き続きよろしく願いいたします。

以 上